

江戸川区議会に地方自治法第100条委員会実施の陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第189号

受理年月日 平成26年2月13日

付託年月日 平成26年2月20日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区区画整理課職員の説明による、西篠崎土地区画整理組合理事長が借地権の契約書等が無いということについて、組合施行で行う土地区画整理事業とは、土地の権利(借地権含む)なくして、組合員になり、理事になり、理事長にまでなることが可能なのでしょうか。

無資格無権利者が理事長になって、国、都、区、組合員から資金を集め、資格がない人がコンサルタント会社と契約書を作成し、印鑑を押印して、組合に入った資金を動かせるものなのでしょうか。

その無資格無権利者が申請した4m未満の建築基準法第42条の指定や、無資格無権利者の自宅を組合事務所等と定款に記載して行われた事業は、有効といえるのでしょうか。

江戸川区民の税金や国民、都民の税金が、無資格無権利者の理事長によって費消された、前代未聞の区画整理事業を装った刑事事件の疑義がある事案の可能性もあります。

また、そもそも存在しない借地権を申告して、その借地権を不法取得した場合は刑法第246条「詐欺罪」に該当する恐れもあるはずです。

つきましては、本事業が認可された際のおもな区の職員に対して、恐れながら地方自治法第100条委員会の開催と、特別委員会開催により本事件についての解明と今後の対応を求め陳情いたします。